

令和 6 年度 熊本県国土利用計画審議会（第 3 回）議事録

1 日時 令和 7 年 2 月 1 9 日（水） 1 3 時 3 0 分開会、 1 5 時 1 0 分閉会

2 場所 審議会室

3 出席した委員 別紙 1 のとおり 1 2 名

4 説明のため出席した職員 別紙 2 のとおり 1 9 名

5 会議の成立

委員総数 1 9 名中 1 2 名の出席があり、熊本県国土利用計画審議会条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定により、会議は有効に成立した。

6 審議された案件及びこれに対する審議の結果

審議された案件	根拠法令等	審議の結果
熊本県土地利用基本計画（第 5 次熊本県国土利用計画）の一部改訂について （別添会議資料のとおり）	国土利用計画法第 7 条 第 9 項において準用する同条第 3 項及び第 9 条第 1 4 項において準用する同条第 1 0 項	案のとおり承認された

【審議会の概要】

1 開 会

桑原審議員の司会により、審議会の開会と審議会の成立の報告がなされた。

2 挨 拶

開会にあたり浦田地域振興・世界遺産推進局長が挨拶を行った。

3 議 事

(1) 熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の一部改訂について

(塩本議長)

会議次第に従いまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、以下の資料について説明)

- ・資料1－1 熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の一部改訂について
- ・資料1－2 改訂案に向けた整理表（令和6年12月 書面開催分）
- ・資料1－3 新旧対照表
- ・資料1－4 改訂案全文
- ・参考資料2 農業振興と企業進出の両立に向けた取組について（農村計画課）

(塩本議長)

ただいま、事務局から諮問事項の説明がありました。今回審議するのは、熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の一部改訂の1件です。

委員の皆様には、事前に改訂案、それから改訂の新旧対照表、これをお目通しいただいていると思いますので、それと、ただいまの事務局の説明を踏まえまして、皆様から御意見、御質問をいただいた後に、審議会の意見を取りまとめたいと思います。

それでは、参考資料2の説明もありましたので、これも含めて何か御意見、御質問等ございますでしょうか。あられる方は挙手をお願いします。

(竹内委員)

熊本大学の竹内です。

今、参考資料 2 で御説明いただいたものですが、農地を工業用地へ転用することについての取組ということですが、(農地から) 宅地利用についてもここ(半導体拠点推進調整会議)で議論、確認をしているという流れなんでしょうか。

改訂案全文の 11、12 ページのところに宅地についての記載がありますけれども、災害の視点でいくと、11 ページには「災害リスクの高い地域での整備を制限し～」、12 ページには「住宅地の整備に際しては～」という記述がありますが、これで菊陽町とかの宅地開発などは適正な範囲で利用がされると捉えて大丈夫でしょうか。

(地域振興課 堀主幹)

委員がおっしゃられた資料の該当ページは、宅地や森林など、全ての地目ごとについて記載している形になっており、農地に限った計画ではなく、県全体の計画、農地や都市に関する計画などを包含する形の計画になっていますので、具体的な取組は基本的に書かず、考え方を記載するという形になってございます。

先ほど、参考資料の 2 で具体的な農地に関する取組を説明させていただきましたけれども、9 月の審議会で委員の皆様から、農業振興と企業進出の両立を図るということに関しまして御意見がありましたので、先ほど担当部局のほうから特に具体的な内容を御説明させていただいたというところでございます。

(竹内委員)

ありがとうございます。

(塩本議長)

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

(浦田委員)

商工会連合会の浦田といいます。

先ほどの参考資料 2 の中で、1 枚目の半導体拠点推進調整会議、これはどちらかというと、農地から工業団地とか住宅地に転用する形での動きだと思うんで

すが、その実績は出てるんですけど、逆に3枚目の営農継続チームでの議論の中での農地のマッチングとか、農地を確保する動きとしてはどれぐらい確保できてるような状況なんでしょうか。

(塩本議長)

事務局、いかがでしょうか。

(農村計画課 中村主幹)

農村計画課です。

農地のマッチングにつきましては、つい先日、県・市町村連絡会議を開催しまして、その中で最新の情報を御紹介させていただきましたので、それと同じものを御報告させていただきたいと思います。

まず、県が取り組むマッチング事業では4.8ヘクタール、約5ヘクタールのマッチングが整ったものと、農家の皆様がそれぞれ各農家のほうで代替農地を見つけてこられたものがありまして、代替地の確保としまして56ヘクタールが確保できたということでございます。(全部で)56ヘクタールになります。

(浦田委員)

ありがとうございました。多分、それでもまだ足りない動きがあるのかなと思いますので、また十分そちらの方も頑張っていただければと思います。

(塩本議長)

それでは、他にございますでしょうか。

(福原委員)

農業会議の福原といいます。

農地と工業用地、共存共栄が非常に好ましいことであります。ただ、熊本県は農産物を売る県でもございますので、今、米騒動がありますけれども、供給と需要のバランスで成り立っているのだらうと思っておりますので、県内の消費量は確保できるような、やはり最低限の農地は確保していただきたいと思います。

将来的には、いろんな有事があった場合には、食料攻めに遭うのが一番（心配）だろうと思いますので、熊本県は食料基地として、やっぱり食料を確保できるだけの農地は残してほしいということでございます。以上です。

（塩本議長）

今の福原委員の御意見は質問ではございませんけども、これに関しては何か事務局からございますでしょうか。

（農村計画課 中村主幹）

農村計画課でございます。

福原委員、御意見ありがとうございます。今、我々も農水省が食料・農業・農村基本計画を改正したことに關しまして、農振法の改正というような話も来ております。この中では、食料安全保障の観点から農地をしっかりと確保していくようにと、国からも言われているような状況でございます。

これから県としても国の改正に合わせた改正の準備を進めていく予定にしておりますので、その中で各市町村の方々と連携しまして、委員が言われるように、熊本県民だけ（の問題）ではないんですけど、農地の確保に努めていきたいということで考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

（福原委員）

ありがとうございます。

（塩本議長）

それでは、ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

（藤本雅士委員）

熊日の藤本です。

この前文を拝見しますと、各個別の規制法の行政内部の総合調整機能を果たすというところが1つの歯止めといいますか、そういう役割があるということで理解しております。

今度の改訂につきましては、1つは、具体的に言いますと、T S M Cのような大企業が進出するということに対しての対応というのはどうなのか、ということから始まってと思います。

素人の目線でずっと拝見しますと、先ほど事務局からも御説明ありましたように、農地の保全や有効活用をされつつ、地域ごとの個別の土地の活用というところも押さえて、そこは農業振興と企業進出、どちらが優位ということじゃないんだというようなところも御説明いただきましたけども、訂正箇所を含めて、市民が一番注目をしているのは、やはり環境のことをしっかり押さえて開発してもらえるんだらうかという点。具体的に言うと、T S M Cでしたら地下水の問題ですとか、あるいは今^{ビニール}P F A S（有機フッ素化合物）の問題とかあると思うんですけれども、そこら辺はちゃんと押さえて施策を進めてもらえるんだらうかというところが一番の懸念材料だと思います。

その視点で見ますと、その辺りもしっかり押さえてあるなというイメージを持っております。特に、言葉として、「環境型経済への移行」とか、「環境」という言葉もしっかり入れていただいていますので、あとはこれを各県政の中で、どうこの精神を生かして、方向性を生かして、市民目線に立った施策をするのかというのが大切かと思います。

そういった意味では、この内容的には、専門家の皆さんから見ると、まだ「ちょっとここが」というところはあるかも知れないと思いますが、専門家ではない立場の者からすると、バランスの取れた内容に仕上げていただいているんじゃないかと考えます。以上です。

（塩本議長）

貴重な御意見ありがとうございました。

ただいまの意見も意見としてお伺いしときたいと思いますけど、これに対する何か事務局からのお考え、御回答はございますでしょうか。

（地域振興課 堀主幹）

御意見ありがとうございます。地下水関係のお話もありましたので、担当課から県の取組について紹介させていただきたいと思います。

(環境立県推進課 北之園課長補佐)

環境立県推進課です。どうぞよろしくお願いいたします。

御意見いただきましたように、地下水については今、県民の皆様の関心が非常に高まっている状況でございます。県としましては、地下水を守っていくために、まずは一昨年の令和5年10月から、企業の取水に対して、今まで取水量の1割を涵養しなさいと涵養指針で定めていたものを、例えば水を100万トン取るのであれば、100万トン相当の涵養しなさいと指針を改正しまして、企業に求めるという取組の強化を図ってきております。

こういった取組みの強化に加えまして、最近ではいろんな情報が飛び交っている状況でございますので、正しい情報を発信するということで、昨年12月26日から、地下水位をリアルタイムで見ることができるようにしています。

ちょうどJ^{ジャ}A^スS^ムMのすぐ近くにある県の観測井戸の地下水位をリアルタイムで配信するというような取組をやっておりまして、県民の皆様が、スマホですぐ見ることができます。県民の皆様と一緒に、しっかり地下水を見守っていくという体制も整えております。そういった形で、今までの地下水保全の取組と併せて、この2つを最近、地下水に関しては積極的に取り組んでおりますので、ぜひ御理解、御協力いただければと思います。以上でございます。

(塩本議長)

よろしいでしょうか。

(藤本雅士委員)

ありがとうございます。情報発信をきちんとしていただけるとのこと、私も報道機関ですので、報道は、その先には市民の方、県民の方がいますので、ホームページとかに載せるだけじゃなくて、積極的に報道の方の対応もぜひよろしくお願いしたいと思います。

(塩本議長)

それでは、ほかに御意見、御質問等ありますか。

(仁科委員)

熊本学園大学の仁科です。

今回の基本計画を見せていただきまして、全体の基調として、環境保全、人口減少への対応や安全などで、基本方針はこれでいいのかなと思えるんですが、実は新しく企業が進出してくることによって、人口減少ばかりじゃなくて、増えるところもあるわけなんですね。だから、県全体として見たときには人口減少していても、ある地域を見ると人口が非常に増えてくるという地域も出てくるわけです。

これはまさに高度経済成長期に起こったような、例えばインフラがないのに住宅が建つというような、そういう状況が起こり得る可能性もあるという地域が出てくるので、熊本県に関しては企業の進出でどれぐらい人口が増えるのかとか、どれぐらいの住宅地が開発されているのかということを考えながら、計画的な住宅地開発とか、一方で都心部の中心部では人口が減って空き家も出てきているわけなので、こういった（住宅）ストックの活用というのをどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

（塩本議長）

今の御質問について、事務局から御回答をお願いします。

（都市計画課 渡邊課長補佐）

都市計画課でございます。御質問ありがとうございます。

委員がおっしゃったとおり、熊本市含め、熊本県全体で将来人口は減少していく中で、T S M Cが立地している菊陽町、またその隣の大津町、合志市、この辺りについては、しばらくは人口増が続き、その先にはまた減少傾向になるというような推計が出されています。

おっしゃるとおり、T S M Cのような大企業が来たときには、なるべく近くに住宅が必要になるということで、今、T S M C周辺では職住近接、かつ渋滞の問題もあるため、町としては公共交通、J Rが近いところに住宅地の整備を計画されています。

一方で、今の既存の市街地において空き家をいかに活用していくか、また熊本市に関しては、市街地の高度利用などにより、市街地をなるべく広げない、コンパクト・プラス・ネットワークという考え方でまちづくりを進めており、現在、我々も区域マスタープランの見直し作業を行っているところであり、そういうところをしっかりと盛り込んでいきたいと考えています。

(塩本議長)

今の回答でよろしいでしょうか。

(仁科委員)

はい、ありがとうございました。

(塩本議長)

それでは、他にございませんでしょうか。

(岩崎委員)

九州産交の岩崎と申します。バス協会の立場から発言させていただきたいと思えます。

今回、基本計画の中に、公共交通という言葉を入れていただきましてありがとうございます。ちょっと要望なのが、結構、時代とともにこの公共交通の定義というのは変わってきてると思うんですね。

そういう面からいって、そこをはっきり示すために、用語解説のところで公共交通の定義についても説明していただければ、より分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(地域振興課 堀主幹)

分かりました。ありがとうございます。

(塩本議長)

それでは、他にありませんか。

(坂本委員)

くまもと里と山研究所の坂本です。

意見というか、お願いですが、参考資料2の中の2ページのところで、県と市町村連絡会議というのがあって、新たな課題に対して一緒に取り組んでいくお話がございました。

農地というのは、もちろん作物を育て、そして水源涵養にも寄与するものだと思うんですが、もう一つ、生き物の点からも、農地というのは様々な生き物、多

様性を保ち、生き物を育てている場所なので、この連絡会議のときに、農業をや
ってらっしゃる方々の価値というか、農業を続けていくことがいかに生物に寄
与するかというのをちょっと盛り込んでいただけると、生物多様性の重
要性を分かっていただく機会になるかと思うので、そういう点をよろしくお願い
したいと思います。

(塩本議長)

今の御意見を何らかの形で連絡会議に盛り込んでいただきたいということ
ですけど、いかがでしょうか。

(農村計画課 中村主幹)

農村計画課でございます。

連絡会議の方でも、今、委員がおっしゃられたような生物の多様性といった農
地の多面的機能につきまして、市町村とも話をさせていただきまして、いろんな
視点から農地の今後の開発については考えていただくような形で検討したいと
思いますので、よろしくお願いします。

(塩本議長)

それでは、他にございますでしょうか。

(竹内委員)

熊大の竹内です。

基本計画の後ろの用語解説なんですけれども、用語の解説は、まだ追加をして
いく予定はありますか。

というのは、例えば「緑の流域治水」など用語説明をされたほうがよさそうな
文言というのが複数あるなという印象がありまして、防災の視点でいきますと、
熊本地震は記載がありますけれども、令和2年7月豪雨であるとか、その辺り、
もう一度この用語のところは全体的に見ていただいたほうがいいと思います。
以上です。

(塩本議長)

今の御意見に対して何かありますか。

(地域振興課 堀主幹)

私どもも、いま一度、本文見直しまして、用語解説に載せたほうが良いというものがありましたら追加させていただきます。

委員の皆様も、用語解説に載せてほしいものがございましたら、メールでも何でも結構でございますので、事務局へ御連絡をいただければと思います。

(塩本議長)

それでは、他にございますでしょうか。

ないようですので、ここで審議会の意見を取りまとめたいと思います。

今回、知事から諮問がありました、「熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の一部改訂」につきましては、異議ございませんでしょうか。

また、審議会の意見として、適当であるという旨の答申としてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(塩本議長)

では、異議がないようでございますので、「熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画）の一部改訂」につきましては、適当である旨、知事に答申したいと思います。

また、今後、仮に字句の訂正など、軽微な修正が必要になった場合は、私に一任していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(2) 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について

(塩本議長)

それでは、続きまして会議次第(2)について、事務局から御報告をお願いします。

(事務局より、以下の資料について説明)

- ・参考資料1 森林地域縮小に係る審議の取扱い、林地開発許可制度の概要（森林保全課）
- ・資料2 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）
- ・資料2別添 変更地域について
- ・参考資料3 メガソーラー関係資料（エネルギー政策課）

(塩本議長)

ただいま、事務局から土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小についての報告がありました。

それでは、御意見、御質問等をお聞きしたいと思いますが、その前に当審議会では個別の開発案件の適否を議論する場ではなく、土地利用基本計画の5つの地域の変更の適否を議論する場となっております。

最初に事務局から説明がありましたとおり、森林地域の縮小に関しては諮問事項ではなくて報告事項となっておりますので、報告内容について皆様に適切か否かをお伺いするものではありません。

その点をまず御理解いただいた上で、御意見、御質問をお受けしたいと思います。どなたかありますでしょうか。

(坂本委員)

林地開発許可制度の概要についてお尋ねしたいんですけど、審査のところで、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」というのをチェックしてあるということでした。

アセス法とか、県のアセス条例、そして配慮システム（熊本県公共事業等環境配慮システム）、この3つに係らない案件というのが、この「環境の保全」でチェックされていくなれば安心なんですけど、意外と小さい、数ヘクタールの開発で

太陽光発電施設が設置される場合は、（法や条例では）縛れずに、ふるさと熊本の樹木だとか森林の一部が削られたり、地元の方が大切にしている木が切られるということが、そのチェックが漏れたりとすることがあると思うんです。

今までにいろんな問題が各地域でぱらぱらと起こったりしてるんですけど、この「環境の保全」（のチェック）というのは、例えば自然保護課に、この地域で重要な動植物、もしくは地元の方が登録してある重要な、文化的な植生なり樹木などがあるかどうかというのを問い合わせるチェックを受けるんでしょうか。その辺教えていただけますでしょうか。

（塩本議長）

今の質問に対して、事務局いかがでしょうか。

（森林保全課 中野主幹）

森林保全課です。

「環境の保全」ですけれども、林地開発の審査としましては、主には、御説明しましたように、騒音、粉じん、風害辺りを主として、残地森林を適切に残しているかという観点で見えておまして、それ以外の関係法令に関する手続きは、事業者の方で全て行ってもらう必要があります。希少種とか、そういったものが事業区域の中にあるのであれば、関連する法令に定められた手続きを別にとってもらう必要があります。その手続きがなされているかという確認を、林地開発では確認をしているところであります。

（坂本委員）

ということは、法令に係らない場合、例えば熊本県のレッドデータブックには重要な種とか生態系について地域が特定してあるわけですけど、希少種の生息については（法令による）規制がかからないものなんですね。

だけど、アセス法などの法令に係った事業に関しては、そういう点もチェックされるけど、この「環境の保全」（のチェック）のときは、法令のみのチェックということは、（法令に係らない規模の開発に関しては）チェックされないと解釈してよろしいんでしょうか。

(森林保全課 中野主幹)

林地開発の中では、細かく希少種とか、そういったところまでは審査しておりませんので、例えば今回の案件でいきますと、小国町の案件が国立公園区域（普通地域）の中に入っています。これについては、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に普通地域の工作物の設置届出をされておりまして、その届出の中に動植物に関する調査をした上で報告されて、届出が受理されているというところを確認しております。

(坂本委員)

法令に係ってる部分はそうやってちゃんとチェックされると思うんです。

以前、菊池川の堤防のところに、知らないうちに全滅した重要な植物群があったと思うんですけど、ああいうことが結局起こり得るわけですね。私たち何も知らないで、あそこが工事されてなくなってたと聞いて大慌てで問い合わせてみると、結局、そこが重要な場所であるというのが把握されていなかった。

だから、できれば林地開発許可の審査のときに、自然保護課にもこの土地のここで林地開発がありますというのを1回（情報を）流していただくようなパターンが取れたら、恐らく担当者は気づくと思うんですね。私たちは（動植物などの）調査に行きましたら報告書を必ず出します。報告書にはどういうものが確認されたか字名まで詳しく書いてあります。そういう書類がありますので、1回聞いていただくと、そういう貴重な動植物が、知らないうちに消滅することを防げるんじゃないかというお願いです。

(塩本議長)

今の御意見に対して事務局から何かありますか。

(自然保護課 菊池主幹)

自然保護課です。

通常、林地開発に限らず、開発が行われる場合は、事業者が自然保護課にお尋ねに来られて、今おっしゃった希少動物ですとか、そういった区域がないとか、希少種とかがある場合は御報告くださいということで御説明させていただいておりますので、もし今後、林地開発のほうで許可の申請があった場合に、事前に

情報を入れていただけると確認できると思いますので、その点については森林保全課と連携を取っていければと思います。

(坂本委員)

ありがとうございます。法と条例（に係る事業）のときは、業者が（相談に）来てるのはよく存じ上げてるんですけど、それじゃない、小さい案件というのはほとんど（法令に）係らないものが多いので、それが気になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

(塩本議長)

それでは、他にございますでしょうか。

(竹内委員)

先ほど阿蘇地域の方では太陽光発電施設の設置に関してガイドラインがあるという御説明がありましたけれども、他の地域では景観配慮というのは審議されないで、いわゆる法定的な災害の防止や環境保全というところの審議のみで、景観の保全というのは審議されないのでしょうか。そのところを教えていただきたいと思います。

(塩本議長)

今の御質問に対して、事務局いかがですか。

(地域振興課 秋丸参事)

事務局からお答えいたします。

本県では令和4年10月から、一定規模を超える太陽光発電施設については、景観条例による届出の対象となる工作物と位置づけられておりまして、太陽光発電施設に係る景観形成基準への適合を求めるということで、エネルギー政策との調和を取れた景観形成を県でも推進しておりますので、阿蘇地域に限らず、全県的に条例で対応しております。

(塩本議長)

よろしいですか。

(竹内委員)

はい。

(塩本議長)

他にございませんでしょうか。

(仁科委員)

御説明ありがとうございました。メガソーラーということは、メガなものだけが資料に掲載されていて、中ぐらいのものとか小規模なものは掲載されていないのかもしれないんですけれども、熊本県は全国で、この再生可能エネルギー関連施設の数について、どれぐらいの位置づけにあるのかというのを伺いました。

それから、今、再生可能エネルギーで環境に良かれと思って造っているものも、20年、30年たって人口が減って、そんなに電気が要らなくなって、そしてエネルギー政策が変わったりすると、これが大きなごみになってしまうという、そういう心配もあるんですけれども、廃棄する場合にリサイクル法とかの適用になるのかどうかということと、それから、それに対する事業者責任というのはどうなっているのか。例えば、もうお金がなくなって廃業しますとか、倒産して廃業になったといった場合に、この巨大施設は誰が処理するのかという問題があると思うんですけれども、こういったことはどのようになっているのでしょうか。

(塩本議長)

幾つか質問がありましたけども、事務局いかがでしょうか。

(エネルギー政策課 久多見課長補佐)

エネルギー政策課よりお答えします。

まず、最初の御質問がありました、熊本県の太陽光や再エネ施設の状況、全国の中でどの辺りかというのは、今、手元にランキング的な情報は持っておりませんが、全国平均と比べますと、九州は太陽光の比率は高いと言われております。熊本でも、(メガソーラーのような)事業用に限ったものではないのですが、住宅用太陽光では全国で2番目ぐらいに普及をしていた時期もあったと聞いておりますので、かなり太陽光の比率は高いのかなと思っております。

また、県内での（最終使用電力量に対する）再エネ電力が占める割合が、2021年度の段階で33%、その次の年も35%ぐらいあり、その中でも太陽光はかなりの比率を占めております。

全国的にも太陽光発電自体の占める割合というのは上がっているということが言える状況です。先ほど御紹介をしたF I T制度の導入によりまして、F I T制度の導入時は全国の電源の中の太陽光が占める比率というのは1%程度しかなかったものが、2023年度頃には9%を超えるぐらいということで、比率でいくと7倍ぐらいのシェアに広がったと聞いておりますので、全国的に太陽光が占める位置づけというのは高くなってきているというのは事実でございます。

ただ、その中で、委員からも御指摘がございましたとおり、これだけ普及していくと、その先はどうなるのだという懸念が当然出てくるということで、先ほど御紹介したF I T制度というのが、事業用太陽光発電の場合、20年間固定価格で買い取るという制度になってございます。制度開始が2012年度ですので、2032年度にその20年間の期間が満了するものが出てくるということでございますので、今言われておりますのは、その2032年度以降、F I T切れの案件、「卒F I T」案件が増えてくることで、これによって、大量の廃棄であるとか放置であるとかの懸念が増すのではないかと、ということは指摘されているところでございます。

このため、今まさに国の方でも、太陽光発電設備の廃棄やリサイクルに関する有識者による法制度の検討が進められているところでございまして、大量廃棄等に対してどう対応するかということの検討が進んでいる段階でございます。

また、そのF I T制度においては、外部積立で、廃棄等費用が積み立てられる制度が設けられております。20年間の買取期間のうち、最後の10年間を使って、廃棄等費用が積み立てられる仕組みができております。これがなされることによって、例えば、太陽光の発電事業者が途中でいなくなったというときに、第三者がその廃棄等費用を取り戻して、それをもって代執行的な形で処理をするとか、そういうことも制度上は一応できるようになっています。

ただ、それでもまだやはり懸念が残るのではないかと、というところで、その制度だけで本当に廃棄等費用が足りるのかとかという懸念もございまして、やはりこれから、これまで経験していない状況に入ってまいりますので、実は、熊本県でも、来年度以降取り組みたいと考えておりますのが、実際に導入されている太陽光発電の事業者ですとか、あるいは市町村とも連携をして、放置の可能性があ

るような案件の抽出調査等やって、放置案件を生み出さないような状況をうまく作っていければということで、そういった準備を今、進めさせていただいているところでございます。

途中経過的な部分もございますが、状況については以上でございます。

(仁科委員)

ありがとうございます。

(3) その他

(塩本議長)

その他ございますでしょうか。

他にないようでしたら、次第の(3)、その他に移りたいと思います。

事務局から何かありますか。

(地域振興課 堀主幹)

事務局からは特にはございません。

(塩本議長)

他にないようでしたら、以上をもちまして議事を終了いたします。

私から総評を述べさせていただきたいと思いますが、本日の諮問事項であります、第5次熊本県土地利用基本計画の一部改訂につきましては、当委員会ですされた意見をきっかけに改訂に着手されて、皆様の意見が反映された非常に良い内容のものが出来上がったのではないかと考えております。

本日は、議事進行への御協力、誠にありがとうございました。

事務局へお返しします。

(桑原審議員)

本日ご審議頂きました「熊本県土地利用基本計画(第5次熊本県国土利用計画)の一部改訂」につきましては、今後、パブリックコメントや、国との調整などの手続きを行ったのち、改訂する予定でございます。その際には、委員の皆様にも御連絡させていただきます。

また、森林地域の縮小に係る「熊本県土地利用基本計画の計画図」変更につきましては、今後、国交省への協議を経まして3月中に変更する予定です。

今年度は、書面開催も含め3回の開催となりました。委員の皆様には、お忙しい中ご協力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

以上をもちまして、本日の熊本県国土利用計画審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

(以上)